

鹿島市訓令甲第5号

鹿島市有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿島市（以下「市」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の有料広告（以下「広告」という。）を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体以下に規定する市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 部・課・室 鹿島市部設置条例（平成10年条例第2号）第1条の部及び鹿島市事務分掌規則（平成10年規則第12号）第2条の課及び室をいう。

(基本原則)

第3条 市の資産に掲載する広告は、当該広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の事業の適正化及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上に資するものとするため、次の事項を基本原則とする。

(1) 公正で真実なものであること。

(2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。

(3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。

(4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。

(5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(広告主の範囲と優先順位)

第4条 広告主は、市の資産という性格上、公共性の高いものを優先させることとし、その優先順位は次のとおりとする。

優先順位	広告主
1	国、政府関係機関その他公共団体
2	公共交通機関、ガス事業者、電力会社、新聞社、放送局(テレビ、ラジオ)、銀行、信用金庫、農業協同組合その他これらに類するもの
3	市内の商店街、専門店の連合体等
4	その他市長が適当と認めるもの

(掲載しない広告)

第5条 市の資産に掲載しない広告は、その内容(インターネットを活用した媒体に掲載する広告である場合は、当該広告が指定するリンク先のページを含む。)が第3条に規定する基本原則に反するもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 法令(条例、規則等を含む。)に違反するおそれのあるもの
- (2) 政治、宗教及び選挙に関するもの
- (3) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (4) 風俗営業に類するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) 通信販売、訪問販売などで連絡先、商品名、内容、支払い方法及び返品条件などが不明確なもの
- (7) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (8) 著しく紙面の調和を損なうと認められるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市の資産に掲載することが不相当と市長が認めるもの

(広告媒体の種類)

第6条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの主管部課長が別途定める。

(広告の規格等)

第7条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管部課長が別途定め

る。

(広告募集方法等)

第8条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとにその性質に応じて、主管部課長が別途定める。

(掲載の承認)

第9条 広告主は、市と広告枠の売買契約を締結し、掲載しようとする広告の原稿及びそれに伴う資料をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市と広告枠の売買契約を締結している事業者があるときは、広告主は当該事業者を介して、掲載しようとする広告の原稿及びそれに伴う資料をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

(鹿島市広告審査委員会)

第10条 市の資産への広告掲載を適正に実施するため、鹿島市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、総務部長が主宰し、市民部長、産業部長、建設環境部長、教育総務課長をもって構成する。

3 委員会は、次の事項について審査する。

(1) この要綱及び契約に関すること。

(2) 広告主及び広告内容に関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか広告掲載に関し必要な事項

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年訓令甲第30号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月24日訓令甲第31号）

この要綱は、公布の日から施行する。